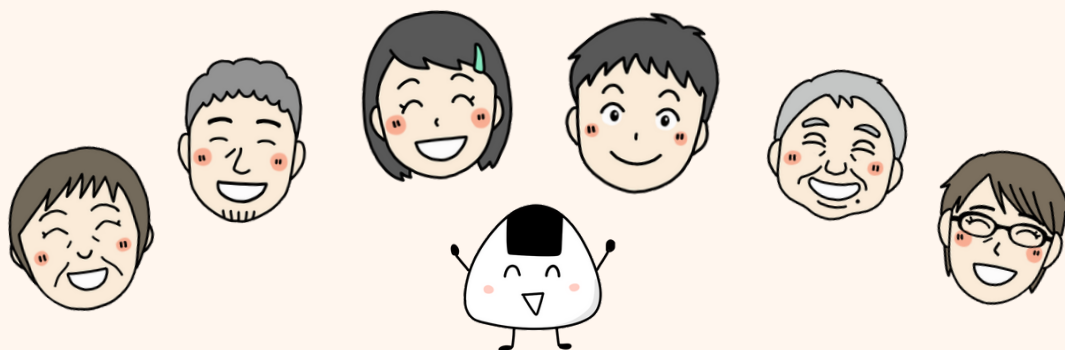


# 子どもの権利・こども基本法 ガイドブック

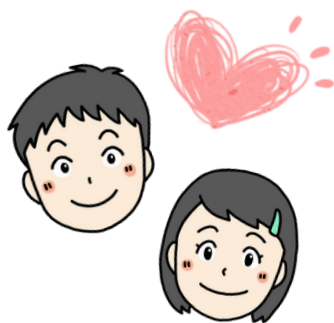


## 【このガイドブックは、何のためにできたの？】

「こども食堂」は、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂。子どもたちに食事を提供しながら、地域で子どもの成長を支える活動として、また子どもにとっての居場所として重要性が増しています。

子どもにとって大切な居場所だからこそ、子どもの権利が守られる場所であってほしい。日本は1994年に「子どもの権利条約」を批准していますが、子どもの権利に関する認知度は低い状況です。

2023年4月から、日本では「こども基本法」が施行されました。この法律では、子どもの権利条約が定めているように、子どもを権利の主体として認め、また子どもの権利条約の4つの原則(差別の禁止、生命・生存・発達の権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重)が含まれた6つの基本方針を定めています。特に、子どもの意見を聴くことを重視するこの法律では、国や自治体の子ども関連施策について、子どもの声を聴き反映させることを、義務としています。



子どもとの関わりについて、「これって子どもにとってはどうなんだろう？権利が守られていると言えるんだろうか？」と考えるきっかけとなるエピソードからはじめ、子どもの権利条約やこども基本法についての基本的な考え方を紹介しています。

## 【どんなときに使えるの？】

このガイドブックは、以下のようなとき、同じこども食堂の仲間と一緒に話し合うなどしながら、取り組みを進めるのに役立ちます。

- ・新しくこども食堂・居場所の活動を始めるとき
- ・子どもが参加するイベント・野外活動などを計画するとき
- ・新しいスタッフやボランティアにオリエンテーションや研修を行うとき
- ・子どもとの関わり方について迷ったり不安になったりしたとき
- ・子どもとの安心安全な関わりやその環境を作りたいとき



## 【もくじ】

■子どもの権利が守られているかな～事例を通して考える子どもの権利	…3
■子どもの権利条約と4原則	…8
■子どもの権利条約とこども食堂	…10
■こども基本法	…12
■子どもの参加を促進するには	…13
■子どもの権利条約について、もっと知りたい方へ	…14

## 【このガイドブックに登場するキャラクター】

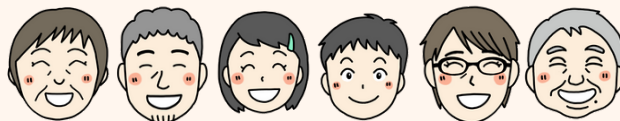


### おむさん

とあるこども食堂で握られてうまれたおむすび。こども食堂で子どもとおとな、それぞれの子どもの権利や安心安全に関する悩みや困りごとを間近で見て、みんなの力になりたいと思うようになり、知識を伝えている。

子どもの権利を守るってどういうことだろう？一緒に考えてみよう！

そのほか、こども食堂や居場所に関わる子どもやおとなが登場します。



## 子どもたちの声

子どもの権利について、子どもたちはどう思っているのでしょうか？

子どもの権利条約を授業で学んだ時、途上国の子どもの問題で、日本の子どもは権利が守られているから関係ないというような感じを受けた。でも、日本の子どもも権利が守られていないと思う、もっとちゃんと教えてほしい。(16歳)※1



「子どもなのにすごいね」「子どもだからできないよ」という声が少なくなり、子どもの尊厳が守られる社会になってほしいです。(小学6年生)※1

「こども食堂に来ている子ども向けアンケート」(※2)には、子どもたちからこんな期待の声が寄せられています。子どもの権利とも、関係がありそうですね！

あなたが来ているこども食堂が、もっと安心する場所になるために、どうなったらよいと思いますか？※2



- ・気持ちをきく
- ・自分のきもちを聞いてくれる
- ・みんなが自分の気持ちを伝えあえる場所
- ・色々なこどもの考え意見を反映する

**表現の自由・意見を尊重される権利**



- ・いきぬきできるようにしてほしい
- ・じゆうに友たちとあそびたい
- ・安心できるような場所にする
- ・あそびどうぐをふやす

**休み・遊ぶ権利**



- ・ごはんをたべさせてくれる
- ・おかわりが2回以上できる
- ・量をもう少しふやしてほしい
- ・もっとたべものをふやすといいとおもう

**衣食住などの生活が守られる権利**

※原文ママ

※1 広げよう！子どもの権利条約キャンペーン作成「今こそ『子どもに関する基本法』の制定を！～広げよう！子どもの権利条約キャンペーン提言～」より抜粋

※2 「こどもまんなか」を考えるこども食堂の会実行委員会作成「こども食堂に来ている子ども向けアンケート報告書」より抜粋

# 子どもの権利が守られているかな～事例を通して考える子どもの権利

## 事例1：いい子は得をする!?

ある日のこども食堂。おとなAさんが、残ってしまった料理を子どもたちに追加で盛り付けようとしているとき…。

Bちゃんは本当にいい子だねえ…。そんないい子には、肉だんごをもう1つおまけでどうぞ!



おとなAさん



子どもBさん

わー、ありがとうー!



子どもCさん

えー、Bちゃんばかりずるい! わたしも食べたい。

それが最後の一個だったんだ、ごめんね。Cちゃんももっといい子にしたら、今度あげるからね。



Cさんの気持ち



そりゃBちゃんはいい子だけど…。だからって食べ物をBちゃんだけ多くするのは、えこひいき! わたし、肉団子大好きなのにもらえなくて残念。Bちゃんは「いい子」って言われてたけど、わたしは言われなかったってことは、わたしはいい子じゃないってことなのかな。それも悲しいし、なんか傷つくなあ。

Aさんの本音



Bちゃんはいつもニコニコしていて、子どもらしい子どもって感じで、挨拶もきちんとしてくれるし、よく言うことを聞いてくれるから、いい子だなあと思ってついおまけしちゃったよ。Cちゃんは挨拶してくれないし、なんかいつもムスツとしてる感じでね。1つしか残ってなかったから、しょうがないよ。

## おむさんポイント



人間だもの、人の好き嫌いや、好み、気が合う・合わないは、もちろんありますよね。ただ「いい子」という、一人の子どもに対しての一言と、おまけをつけることが関連して、「いい子」だから優遇している、というように見えてしまっていないでしょうか。優遇されなかった子どもたちにとっては「いい子」「いい子じゃない」という基準で、差別されているように感じてしまう恐れがあります。

そしてそもそも「いい子」って、なんでしょうね…? おとなの言うことを聞く子、期待されていることをできる子がいい子…?

学校でも家庭でもない居場所だからこそ、自分を誰かの軸で判断されたり比較されたりせずに、ありのままでいい。それが子どもにとっての安心安全につながるのではないのでしょうか。

子どもの安心安全のために、判断・評価せずにありのままをそのまま受け止められる。そんな態度でおとなが接する場を目指しませんか。

Aさんの気づき



誰かを褒めるとき、褒められていない人の気持ちを考えたことがなかったなあ。親でもないおとなに言われることなんて気にしないでらうと思っていただけ、そうでもないみたい。子どもたちにとっては、おとなの勝手な評価や判断が、ありのままでいることを否定するように聞こえてしまうってことなのか。



## 事例2：おとなの「よかれ」は子どもの迷惑!?

もうすぐ節分！季節を意識したイベントを企画したいとおとなDさんははりきっています。

次回の食堂は節分だから、恵方巻を食べて、みんなで豆まきをします！  
怖い怖い鬼さんが来るよ、みんなでやっつけよう！



おとなDさん



子どもEさん

へー。  
(えー...本当は、鬼怖いから嫌なんだけどなあ)



子どもFさん

わかったー。  
(お寿司、苦手なんだよなあ。これまでそういう生ものは出なかったから来られたんだけどなあ)

### イベント当日

子どもEさんもFさんも今日は来られないそうです。



えーなんで！来られないなら言ってくれたらよかったのに。この材料、どうしよう？



### Eさんの気持ち



保育園で豆まきしたとき、すごく鬼が怖くて、それ以来鬼って本当に苦手なんだよなあ…。どれくらい本気な鬼かわからないけど、一人で怖がってるのを見られるのも恥ずかしいし、今日は行かないでおこう…。

### Fさんの気持ち



こども食堂は無料でご飯を食べさせてもらうから、好き嫌いは言っちゃいけない気がしているんだよね。苦手なものを無理に食べるのも嫌だし、今日は行かないでおこう…。

### Dさんの本音



節分やひな祭りといった行事の体験をあんまり家でやっていない子どもも多いと思うから、この食堂ではそういうことを体験してもらいたいです。それで材料も奮発して企画したのに…。なんで来てくれなかったんだろう…。

### おむさんポイント

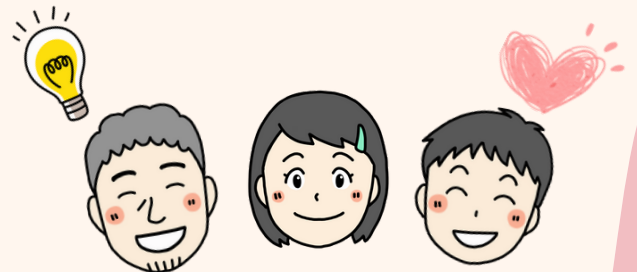


Dさんはよかれと思ってこのイベントを企画したんですね。そういうおとなの「よかれ」、実は子どもにとっては、あまり嬉しくないものだった、というのがこの事例です。もしイベントを企画するときに、子どもたちの心の声が聴けていたら、どうだったでしょう？Dさんもそれを踏まえたと、子どもたちと相談しながら企画ができていたかもしれませんね。

### Dさんの気づき



そうか、おとながせっかく企画してくれたからと、子どもたちは気遣いをしてくれていて「ちょっと嫌だ」とか言えなかったんだなあ。そういうことも、すっと言えりような関係性があるといいのかもしれないけれど、限られた時間の中で、子どもたちの声をどう聴くか、難しいよなあ…。



### 事例3：子どもの最善の利益はなんだろう？

こども食堂に継続して参加してくれるようになった子どもGさん。おとなHさんも毎回参加して、顔なじみになってきました。ある日のこども食堂で、ご飯を食べた後に片付けをしていると…。



Hさん、実はわたし、学校でいじめられているの…。最近、お友達から無視されるようになって…。

子どもGさん

そうなんだね。  
それはつらいね…



おとなHさん

その日の夜…

Gちゃんのお母さんですか？  
実は…Gちゃん学校でいじめられているらしくって。親御さんにもお伝えしたほうがいいかと思ってご連絡しました。



そして翌週のこども食堂

Gちゃん、学校でのいじめはまだ続いている？



Hさん…うちのお母さんにそのこと言っちゃったでしょ。なんで言っちゃったの？秘密にしてほしかったのに。勝手に言ってほしくなかったよ。電話の後、親から怒られちゃったよ。

Gさんの  
気持ち



学校であったこと、おうちで話さないんだ。話してもいいことないし。うちのお母さん忙しいのに、Hさんから急に電話がかかってきて、びっくりしたみたい。どうして家で話さないことを外で話すんだって、なんか怒られちゃった。

Hさんの  
本音



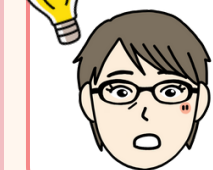
学校で子どもがどういう状況であるかを、親が知っていた方がいいと思って、でしゃばりすぎかとは思ったんですが、電話でお伝えしました。子どもを守る責任が、周りのおとなにはありますよね。お母さんはびっくりされていたけど、知ってしまった以上、伝えなくてはと思って連絡させていただきました。

#### おむさんポイント



子どもたちとの関係性ができてくると、いろいろなことを話してくれますよね。子どもたちが安心して話せる場があることは、運営者やスタッフとしては嬉しいこと。でも、そこで聞いたことを、本人の同意なしに、他の人に伝えてしまうのはどうでしょう。相談された内容が深刻なもので、子どもを守るためにも周りのおとなに共有する必要があると感じた場合には、その理由を含めて子ども本人に、誰にどこまで伝えていいかの同意を得てから、必要な人にだけ伝えましょう。ただし、虐待の恐れや、命の危険があると思われるようなことがある場合は、これに限りません。

Hさんの  
気づき



心配な気持ちが先行して電話してしまいましたが、Gさん本人にも、他の人にこの話を伝えていいかの確認をしたらよかったですね。子どもにとって最もよいことは何か、という観点、難しいけれど、これからはそこから考えてみたいと思います。

## 事例4：見えていることがすべてではない可能性

ご飯を食べた後は、遊ぶ時間。最近は子どもたちの間の交流も出てきて、年齢が違う子どもたちも一緒に遊ぶようになりました。そんな食後のひととき…。



ウエーン!!!

子どもIさん

どうしたの？



おとなJさん



子どもKくんを押されて  
転んだ！

Kさん、ダメでしょ！  
こんな小さい子に暴力をふるって。  
そういうことする子はいけない子！



だって……

子どもKさん

痛かったねー、Iさん。  
よしよし。泣かないで。  
Kさん、謝りなさい！



.....

Kさんの  
気持ち



ゲームで遊んでいる途中だったのに、子どもIが無理やり取りあげようとしたから、やめてって腕をふったら倒れちゃったんだ。押したんじゃないのに。こんな一方的に怒られたら本当のこと言えないよ…。ちゃんと見ていなかったくせに、いけない子とか言われて嫌な感じだな…。

Jさんの  
本音



子どもKさんは小学5年生、子どもIさんは小学2年生。Kさんはちょっと乱暴なところがあるから、注意して見ていないかと思っていたらやっぱり、という感じ。悪いことをしたら謝る、という習慣づけもちゃんとしてあげない。

### おむさんポイント



家庭でもよくありそうなシーンですよ。Kさんの気持ちにあるように、実際は、ものを取ろうとしたIさんをやめさせようとしたただけだったようです。そのことを知らないJさんは、Iさんの話を聞いて、Kさんを叱ってしまいました。Kさんは説明する機会すら与えられませんでしたね。おとなのこうした決めつけは、想像以上に子どもを傷つける可能性があります。双方の言い分をちゃんと聞いて、子どもたち自身で解決できるようサポートするのもおとなの役割です。

Jさんの  
気づき



そうだったのですね…。つい泣いている子のほうに目がいってしまって、何が起きたのかを確認せずに、泣いていないほうの子が悪いんだと決めつけて、叱ってしまいました。もしかしたら「ちゃんと指導しないと」という自分の気持ちが強かったのかも…。本当のことが言えなかったKさんに「ごめんね」という気持ちです。

## 事例5：好き嫌いは、直すべき？

今日のメニューは、カレー。人気のメニューだけど、中には苦手な子も。お皿に残っているにんじんを見たおとなLさんは...

あれ、Mさん、  
にんじん残っているよー



おとなLさん



こどもMさん

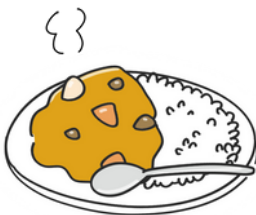
にんじん、嫌いなの。  
残しちゃダメ？

にんじん食べないと、立派なお  
となになれないよ。  
好き嫌い、なくさないでだめだ  
よ。食べなさい。



えー、やだ。  
食べたくないよ。

.....  
言うことが聞けないなら、  
もうここには来なくていいよ。



Mさんの  
気持ち



にんじんが食べられなくても普通におとなになれると思うんだけど。学校でも給食残すと微妙だし、なんで子どもだけ好き嫌いしちゃいけないわけ？わけわかんない。

Lさんの  
本音



正直、どうしても食べなくちゃいけないわけじゃないんですけどね…。好き嫌いが無い子に育てほしいし、なんでも食べられた方がよいかと思って、つい食べなさいと言ってしまいました。やだと言われて、またつい、来なくていいなんて言ってしまったけれど、さすがにそれは言い過ぎでしたよね…。

### おむさんポイント



そうですね、食べ物の好き嫌い、誰にでもあるように思いますが……。こども食堂の目的を考えたとき、大切にしたいのは何でしょうか？もし、子どもたちが家でも学校でもない場所での食事を楽しみに来ていた場合、最後の一言はそうした居場所を奪ってしまうことになりかねません。

Lさんの  
気づき



自分が食事を残すことを許されない家庭に育ったので、嫌いなものを食べない子どもMさんにちょっと強く反応してしまったかもしれません。また自分の中には、「ここで子どもたちをちゃんとしつけないと」みたいな考えがあったかもしれません。でもそれよりもっと大事なのは、子どもたちが楽しみにここに来てくれることだと気づきました。嫌いなものにもトライはしてほしいけど、それを食べることを強要するのは違うなと思いました。



## 子どもの権利条約と4原則(1)

### 「子どもの権利条約」

国連は、1989年に世界中すべての子どもたちがもつ権利について「子どもの権利条約」を定めました。この条約を守ることを約束した締約国・地域数は196で、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准しています。



子どもの権利条約は、子ども(18歳未満の人)が権利をもつ主体であること示しています。おとなと同じように、子どもが一人の人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

### 「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」は54条ありますが、その中で最も大切で全体に共通する4つの権利を「4原則」としています。

<b>差別の禁止(第2条)</b> すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。	<b>子どもの最善の利益(第3条)</b> 子どもに関することが決められたり、行われたりする時は、「子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
<b>生命、生存、発達の権利(第6条)</b> すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。	<b>子どもの意見の尊重(第12条)</b> 子どもには、自分に関係のあるすべてのことについて自由に考えを伝える権利があります。おとなは、その意見を、子どもの年齢や成長にあわせて十分に考慮します。

これまで出てきた5つの事例はこの4原則にどう関係しているかな？



#### 差別の禁止(第2条)

(事例①)「いい子」を優遇してしまうことにより、気づかずに差別を生んでしまっていました。

#### 子どもの最善の利益(第3条)

(事例③)子どもに許可を得ず親に伝えてしまったことで、子どもと親との関係性が悪くなり、本人の気持ちを害することになってしまいました。

#### 生命、生存、発達の権利(第6条)

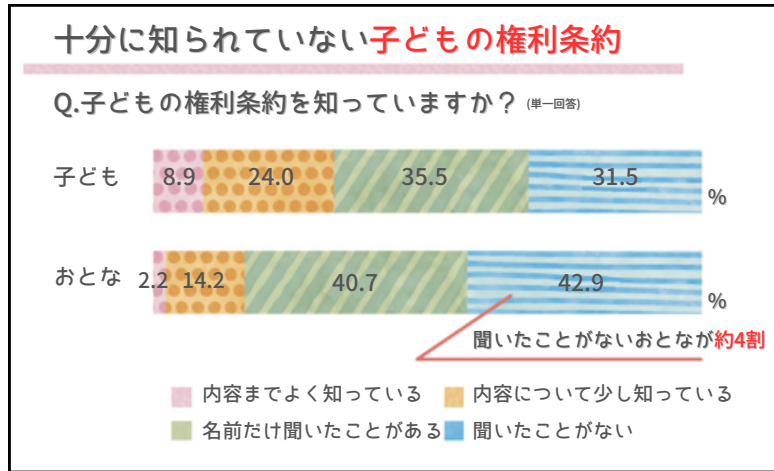
(事例⑤)食べ物の好き嫌いがあつたり、わがママを言う子も、こども食堂に来れなくなってしまうたら、あたたかな交流や栄養のある食事など、心身の成長にとっての大切な機会を失ってしまうかもしれません。

#### 子どもの意見の尊重(第12条)

イベントを企画したが子どもがどうしたいか聞かなかった(事例②)、子どもに聞かずに決めつけて叱ってしまった(事例④)など、きちんと子どもの声を聴いていれば避けられたかもしれない状況が生まれています。

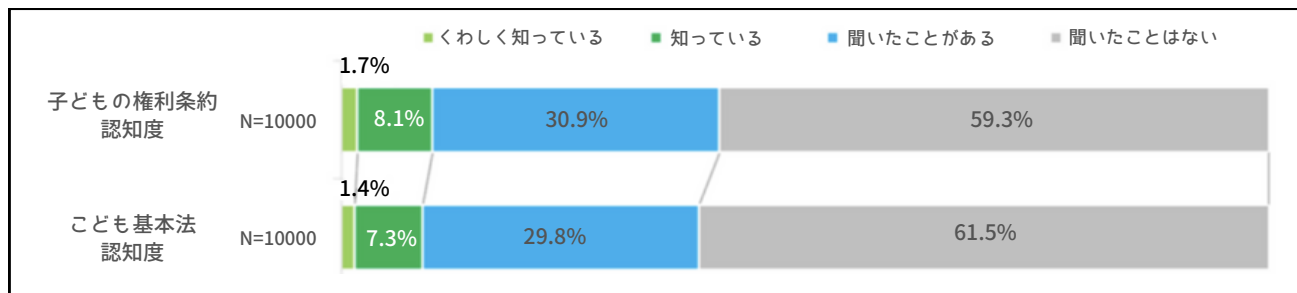
## 子どもの権利条約と4原則(2)

### 知られていない「子どもの権利条約」



2019年に、おとなと子どもに対して行われた調査(※1)では、子どもの権利条約について「聞いたことがない」と答えた子どもが約3割、おとなは約4割にのぼるという結果が出ました。**子どもの権利条約をおとなが知らない**ということが、調査から明らかになりました。

2023年の調査(※2)では、**子どもの権利条約について「聞いたことがない」と答えた子ども(10歳～18歳)は6割にもものぼっていて、日本では知られていないのが実情です。**



出典：(※1)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」(2019年)(※2)日本財団「こども1万人意識調査報告書」(2023年)

「子どもの権利」については、以下のような誤解がよくあります。

① 子どもの権利を子どもに教えたら、子どもがわがまになる？

権利を知ること自体が子どもの権利です。生き、育つために大事なことを知ることと、わがまになることは違います。

② 子どもの権利は、義務をはたしてはじめて与えられる？

権利は与えられるものではなく、はじめから子どもが持っているものであり、義務を果たすこととは関係ありません。



子どもは、権利をもつ人(ライツホルダー)です。その権利を保障する／権利を実現していく人(デューティーベアラー)は、行政に関わる国家公務員・地方公務員などです。

そして、私立・公立学校の教職員、スクールソーシャルワーカーなど教育分野の人たち、児童相談所、一時保護所の職員といった福祉分野の人たちだけでなく、わたしたち一人ひとりも子どもの権利が守られた活動をしていかなければなりません。

子どもの権利条約における

<p><b>ライツホルダー</b> (権利がある人) 子ども(18歳未満)+(その保護者)</p>	<p><b>デューティーベアラー</b> (権利保障の義務のある者) 国、自治体と、そこで働く人</p>
---	--

# 子どもの権利条約とこども食堂(1)

まずは、「子どもたちにこんな権利がある」と知ることから始めてみましょう。「子どもの権利条約」について、4原則のほか、特にこども食堂に関係が深い条文を紹介します。

主な権利は次のものがあげられます。これらの権利をこども食堂で守るためには、運営者さんが抱え込むのではなく、行政や専門機関に相談することが大切だと思います。



※以下の条文の表現は、認定NPO法人ACE作成「子どもの権利条約：子どもにやさしいバージョン」から掲載しています。

## 第13条 表現の自由

子どもには、情報や考えを受け取ったり伝えたりする自由がある。

こども食堂も、子ども自身が表現をする場のひとつとなり得ます。一人ひとり違う子どもの表現を、受け止められる場になっていますか？子どもたちは自分を表現できていますか？



## 第16条 プライバシー・名誉の保護

子どもにはプライバシーがあり、家族関係、自宅、電話やメールなどについて、むやみに干渉されない権利がある。また名誉や信用を傷つけられない権利もある。

子どもにも、プライバシーが守られる権利があります。こども食堂にいる間に得られた子ども自身の情報や写真の取り扱いなどについて、子どものプライバシーに配慮する必要があります。

## 第19条 あらゆる暴力から守られる権利

子どもには、親などから暴力をふるわれたり、ひどいことをされたりしない権利がある。



こども食堂において、子どもに対する暴力(暴言など含む)がふるわれないことはもちろん、子どもが暴力にさらされていることがわかった際には、子どもを守るために動く必要もあります。セーフガーディングを組織として取り入れておくことも、子どもを暴力から守る具体的な方法です。

## 第26条 生活が苦しい家庭の子どもが国から支援を受ける権利

子どもには、親が働けなくなったり病気になったりして生活に困ったときは、国から支援を受ける権利がある。

子どもたちが生活に困っているとき、支援することは国の責任でもあります。子どもの権利を保障するために、国や自治体が用意している制度があります。こども食堂でも、情報提供や行政への相談などを通じ、生活への支援を受ける権利が守られるようにすることができます。

## 子どもの権利条約とこども食堂(2)

### 第28条 教育を受ける権利

子どもには、教育を受ける権利がある。少なくとも小学校では教育のためのお金をとってはならず、それ以降もできるだけお金をとらないようにしなければいけない。学校での決まりは、子どもをひとりの人間として尊重し、子どもの権利を守るようなものでなければいけない。

例えば校則も、子どもの権利条約の考え方に沿ったものばかりとは言えません。こども食堂で子どもたちから学校への不満が聞かれたとき、子どもの権利の観点から話を聞いたり、子どもたちと一緒に考える機会にしたりするのもいいかもしれません。

### 第31条 休み、遊ぶ権利

子どもには、休んだり、遊んだり、スポーツや文化・芸術活動をしたりする権利がある。

学校、部活、塾、バイト、家事などで「休む時間が足りない!」という子どももいるかもしれません。あなたの関わるこども食堂は、子どもが休んだり遊んだりできる場になっていますか？



### 第32条 危険な仕事や害のある仕事から守られる権利

子どもには、経済的に不当に利用されたり、心やからだによくない危険な仕事、教育にさしつかえるような仕事をさせられない権利がある。

18歳未満の子どもの権利が奪われるような労働は「児童労働」とされています。働いて良いのは原則義務教育を終えてから、また16歳以上で働いても良い年齢でも、18歳未満は深夜は働いてはいけない等、労働基準法で18歳未満の子どもを守るためのルールが定められています。日本社会で課題となっている児童労働には、特殊詐欺の出し子や受け子などの犯罪に子どもが使われたり、いわゆる性産業で働くことや、重機などを工事現場で扱うことなどがあります。こうした危険有害な児童労働から子どもは守られる権利があります。

他にも…

第14条 自由に考えたり宗教を信じたりする権利

第15条 グループを作ったりデモや集会をしたりする自由

第17条 適切な情報を得る権利

第22条 難民の子どもが守られ支援を受けられる権利

第23条 障がいのある子どもが尊厳ある生活を送る権利

第24条 できるだけ健康でいる権利

第30条 マイノリティ(少数者)・先住民の子どもの権利

第33条 麻薬など心に悪い影響を与えるドラッグ(薬)から守られる権利

第34条 性暴力から守られる権利

などの権利があります。ぜひ、子どもの権利条約の全文を読んでみてください。



## こども基本法

### 「こども基本法」

2023年4月に「こども基本法」が施行されました。子どもの権利に関する包括的な法律が、初めて作られました。同時に作られた「こども家庭庁」が、こども基本法に書いてあることを実行する責任を持ち、政府が定めた「こども大綱」に従って、こども施策を実施していきます。こども家庭庁は「こどもまんなか社会」＝すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会をめざしています。



※子どもの権利条約では「子ども」＝18歳未満、と定義していますが、こども基本法では、「こども」＝「心身の発達の過程にある者」となっていて、年齢を定めていません。(第二条)

### 「こども基本法」の重要ポイント

#### ポイント1 「国がこどもの権利を守る」と明言！

(第一条：子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもの権利擁護を図る)

#### ポイント2 基本理念に子どもの権利条約の4原則が反映！

(第三条：詳しくは以下 ※1)

### こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは大切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会を作ること。



出典：(※1)こども家庭庁Webサイト「こども基本法」のページより引用

#### ポイント3 国や自治体が子どもに関する政策を作る時には、子どもの意見を聴いて、反映させることが「義務」に！

(第十一条：国・地方公共団体は、こども施策にこどもの意見を反映するための措置を講ずる)

#### ポイント4 国がこども基本法や子どもの権利条約を知らせることも宣言！

(第十五条：国は、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を広報して知らせ、理解を得るよう努める)



これから各自治体では、これまでバラバラに作られていた子どもの貧困対策や育成に関する方針をまとめて「こども計画」を作る動きが増えていくよ。そして、それを作るためにも子どもの意見を聴くための仕組みの検討がはじまるはず。こども食堂に来ている子どもたちの意見もちゃんと聴いてもらえるように、サポートできることはありそうかな？

## 子どもの参加を促進するには



こども基本法ができる前から、様々な場で子どもたちの意見を聴いて行政に取り入れる活動や、子どもが中心となった活動は行われています。

そんな活動を一緒に担うパートナーとして、子どもたちからおとなへのリクエストとして出てきたのが、大阪府泉南市で行われている子ども会議の当時メンバーが作成した「子どもが考える『こども参加イベント』の秘訣」です。

### 子どもが考える「こども参加イベント」の秘訣 — おとなの人へ 6つのお願い —

◆基本は子ども！子どものことを信じて、できることは任せてほしい  
～子どもができることまでおとながやってしまうと、子どものためにならないから～

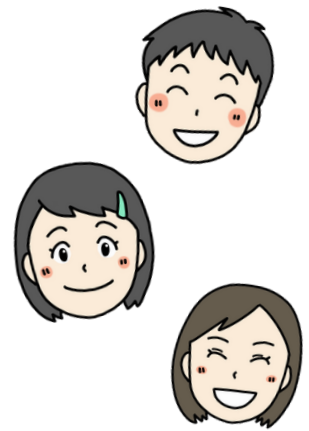
◆「あれしなさい」「これしなさい」と命令するのはやめてほしい  
～自分たちで考えることが楽しいから～

◆「この子は〇〇な子」と格付けしないでほしい  
～ちょっとした言葉で傷つくし、悲しくなるから～

◆子どもの意見をすぐに却下しないでほしい  
～話すことが楽しくて、話すうちに発見することもあるから～

◆話を聞いて、しっかりアドバイスしてほしい  
～子どもだけでできないことも、一緒に考えてほしいから～

◆そして、もしもの時、危ない時、子どもにはできない時には、  
子どもを助けて支えてほしい  
～だって安心して活動をしたいから～



作成：2015年度泉南子ども会議メンバー

出典：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023 小金井 P.272

# 子どもの権利条約について、もっと知りたい方へ

教材【世界の子ども権利かるた:みんなで知ろう!  
わたしたちのチャイルドライツ】  
甲斐田万智子 (監修)  
認定NPO法人C-Rights(シーライツ)  
<http://www.c-rights.org/>



書籍【きみがきみらしく生きるための子どもの権利】  
甲斐田 万智子 (監修)  
林 ユミ (イラスト)  
認定NPO法人C-Rights(シーライツ)  
<http://www.c-rights.org/>



教材【子どものけんり なんでもやねん!すごろく】  
子どもの権利条約関西ネットワーク  
<https://kodomonokenrikansai.wixsite.com/network>



Webサイト【知ろう!子どもの権利条約  
子どもの権利条約カード付ハンドブック】  
認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン  
<https://ftcj.org/we-movement/childrights>



動画【知ろう!子どもの権利条約】  
認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン  
(ショートバージョン 2分16秒)  
[https://youtu.be/jgERwJIV\\_eo](https://youtu.be/jgERwJIV_eo)  
(ロングバージョン 6分02秒)  
<https://youtu.be/pc1ZerlvH8k>



書籍【こども基本法 こどもガイドブック】  
編：フリー・ザ・チルドレン・ジャパン  
挿絵：まえた たつひこ  
認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン  
<https://ftcj.org/archives/40955>



Webサイト【こどものケンリ 大人も子どもも、知っておきたい話】  
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
[https://asuno-compass.savechildren.or.jp/child-rights/learning\\_kit/](https://asuno-compass.savechildren.or.jp/child-rights/learning_kit/)



Webサイト【広げよう!子どもの権利条約キャンペーン】  
随時子どもの権利に関する情報・イベント等を発信中  
<https://crc-campaignjapan.org/>



# 子どもの権利・こども基本法ガイドブック

企画制作：「こどもまんなか」を考えるこども食堂の会実行委員会

- ・こども食堂ネットワークぐんま：丸茂ひろみ
- ・千葉県子ども食堂連絡会：高橋亮
- ・福岡県こども食堂ネットワーク：大谷清美
- ・認定NPO法人ACE：岩附由香 成田由香子 田柳優子
- ・認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ：鈴木桂子 出原道恵 光田三穂
- ・山口さやか
- ・はしもとあや

執筆：認定NPO法人ACE

岩附由香 成田由香子 田柳優子 杉山綾香 太田まさこ

デザインレイアウト：はしもとあや

発行者：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

発行年月日：2024年10月1日

※こども食堂や居場所関係者の情報共有を目的とした本資料のコピーは可能です。